

表示・景品例と問題点

商品・役務	表示例	問題点
健康食品	<p>◎ 著しい痩身効果をうたうサプリメントの広告</p> <p>「寝ている間にスリムになれるというお手軽ダイエット」 「日本〇〇〇機構 推奨商品」 等</p>	<p>販売事業者は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく表示していた。</p> <p>このサプリメントを摂取するだけで、著しい痩身効果が得られると誤認させるおそれがある。</p> <p>⇒(優良誤認のおそれ)</p>
化粧品	<p>◎ 著しい美容効果をうたう化粧品の広告</p> <p>「たった 1 回使っただけで、失われていたハリ・ツヤ・キメが復活!」 「今までになかった強力な収縮感で瞬時にシワやたるみを引き締めます」等</p>	<p>販売事業者は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠をメーカー側に確認することなく表示していた。</p> <p>この商品を使用するだけで、著しい美容効果が得られると誤認させるおそれがある。</p> <p>⇒(優良誤認のおそれ)</p>
健康関連商品	<p>◎ 著しい体質改善効果や品質の優良性をうたう健康関連商品の広告</p> <p>「たった10分で眠りに付く人続出!!」 「高エネルギーを排出するマイナスイオン繊維」 等</p>	<p>販売事業者は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく表示していた。</p> <p>この商品を使用するだけで、著しい体質改善効果が得られると誤認させるおそれがある。</p> <p>⇒(優良誤認のおそれ)</p>
美容関連サービス及び各種教室	<p>◎ 期間限定で適用される割引であると思わせる美容関連サービス及び各種教室の広告</p> <p>「今だけお得な期間限定キャンペーン」 「キャンペーン中につき、今なら入会費無料!!」 等</p>	<p>当該割引キャンペーンは、期限が延長されるなど継続して実施されていた。</p> <p>今だけの特別割引であったり、表示された期限までに申込みないと割引が適用されないと誤認させるおそれがある。</p> <p>⇒(有利誤認のおそれ)</p>
<p>◎ 商品販売の際に提供される過大な景品類</p> <p>容器入り飲料を販売の際に「期間中、対象商品を購入された方全員に『小型ライト』をプレゼント!」等</p>		<p>当該商品の購入者にもれなく提供される 1,500 円相当の景品は、総付景品の限度額 876 円 (対象商品販売価格の 20%) を超えていた。</p> <p>⇒(総付景品の限度額超過)</p>